

○文部科学省令第十八号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第八十八号）の施行に伴い、並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百十二号）の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣 松本 洋平

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(専修学校及び各種学校) 第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。)第二条第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 三 「略」 「号を削る」 2 「略」 「項を削る」 (永住者の在留資格をもつて在留する者に準ずる者) 第一条の二 法第三条第一項に規定する文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもつて本邦に在留する者であつて、次のいずれにも該当するもの
改正前	(専修学校及び各種学校) 第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。)第二条第五号に掲げる専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 三 「同上」 四 各種学校であつて、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるもの イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであつて、文部科学大臣が指定したもの ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであつて、文部科学大臣が指定したもの 2 前項第四号の指定又は指定の変更は、官報に告示して行うものとする。 3 「同上」 「条を加える。」

- イ 本邦において、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業又は修了した者
- ロ 高等学校等（法第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の卒業又は修了後、就労して引き続き本邦に在留する意思があると認められるもの
- 二 入管法別表第二の日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- 三 入管法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、永住する意思があると認められるもの

（在学期間の計算の特例等）

第二条 法第三条第二項第二号の期間には、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- 一 「略」
- 二 令和八年四月一日以後に次のいずれにも該当しない者が高等学校等を休学していた期間（その初日において休学していた月を一月として計算する。以下この項において同じ。）
- イ 日本国籍を有する者
- ロ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（次条第四項及び第五項において単に「特別永住者」という。）
- ハ 入管法別表第二の永住者の在留資格をもって本邦に在留する者（次条第五項において「永住者」という。）
- ニ 前条各号に掲げる者
- 三 平成二十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に高等

（在学期間の計算の特例等）

第二条 法第三条第二項第二号の期間には、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- 一 「同上」
- 「号を加える。」
- 二 法第三条第二項第三号に該当する者が高等学校等（法第二条に規

学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）による改正前の法第三条第二項第三号に該当する者が高等学校等を休学していた期間

四 法の施行前に法第三条第一項に規定する者（次号において「生徒等」という。）が公立高等学校等（地方公共団体の設置する高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）及び特別支援学校の高等部並びに第一条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校をいう。次号において同じ。）以外の高等学校等を休学していた期間

五 「略」

「項を削る。」

「項を削る。」

定する高等学校等をいう。以下同じ。）を休学していた期間（その初日において休学していた月を一月として計算する。次号及び第四号において同じ。）

三 法の施行前に生徒等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号。以下「令」という。）第一条第一項第一号に規定する生徒等をいう。次号及び次項第四号において同じ。）が公立高等学校等（地方公共団体の設置する高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）及び特別支援学校の高等部並びに前条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校をいう。次号において同じ。）以外の高等学校等を休学していた期間

四 「同上」

2 令第一条第一項第一号の文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長

二 児童福祉法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

四 前三号に掲げる者のほか、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者

3 令第一条第三項の文部科学省令で定める事由は、次の各号に掲げるものとする。

「項を削る。」

-
- 4||
- 一 保護者等（令第一条第二項に規定する保護者等をいう。以下同じ。）が負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務することができないこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、保護者等が自己の責めに帰することのできない理由により離職し、現に雇用され、又は任用されていないこと。
 - 三 保護者等が事業を行う個人又は法人（一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないものに限る。次号において同じ。）の代表である場合であつて、当該保護者等が負傷し、又は疾病にかかり療養のため事業を営むことができないこと。
 - 四 前号に掲げるもののほか、保護者等が事業を行う個人又は法人の代表である場合であつて、当該保護者等が自己の責めに帰することのできない理由によりその営む事業を廃止し、現に事業を営んでいないこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、保護者等の責めに帰することのできない理由により従前得ていた収入を得ることができない事由
令第三条第三項の文部科学省令で定める方法により算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 就学支援金が支給される月が、特例事由（令第三条第三項に規定する特例事由をいう。以下同じ。）が生じた日が属する月の翌月（特例事由が生じた日が月の初日であるときは、当該月。以下この号において同じ。）以後三月以内である場合 特例事由が生じた日が属する月の翌月以後三月の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額（令第一条第二項に規定する算定基準額をいう。以下この条において同じ。）に相当する額
-

2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百十二号。以下「令」という。）第一条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条第一項第二号に規定する夜間等学科又は同項第三号に規定する通信制の学科に限る。）とする。

（受給資格の認定及び通知等）

第三条 法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、当該受給資格者の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。）を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高専学校等の課程。次項において同じ。）の設置者を

二 第八条第一項に規定する特例受給権者として初めて就学支援金の支給を受けるとき（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する三月の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 就学支援金が支給される月の前月以前の直近の連続する六月（当該期間に特例事由が生じた日が属する月が含まれる場合は、その月（特例事由が生じた日が月の初日であるときは、その前月）以前の期間を除く。）の期間の収入の合計額を一年間当たりの収入の額に換算した額から算定した算定基準額に相当する額

5 令第二条第一項第一号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、前条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条第一項第二号に規定する夜間等学科又は同項第三号に規定する通信制の学科に限る。）とする。

（受給資格の認定及び通知等）

第三条 法第四条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第一号による申請書に、保護者等の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）又は課税証明書等（令第一条第二項第一号に規定する合計額及び同項第二号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。以

通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。

「項を削る。」

2・3
「略」

4 受給権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 国籍の変更があつたとき
- 二 特別永住者となつたとき又は特別永住者でなくなつたとき
- 三 在留資格の変更があつたとき

（下同じ。）を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程。次項及び第三項並びに第十一条第八項において同じ。）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）に提出することによって行わなければならない。

2

前項の規定にかかわらず、特例受給資格者（令第一条第三項に規定する特例受給資格者をいう。以下同じ。）が法第四条に規定する認定の申請を行う場合は、特例受給資格者が、様式第一号の二による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、当該特例受給資格者が在学する高等学校等の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない。この場合において、第二号及び第三号に掲げる書類を申請書に添付することができないときは、当該書類は、都道府県知事が法第四条に規定する認定をする日の前日までに提出すれば足りるものとする。

- 一 保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等
- 二 特例事由の基礎となる事実を証明する書類
- 三 前条第四項各号に掲げる収入を証明する書類

3・4
「同上」

「項を加える。」

四 在留期間の更新があったとき

5

都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合その他の場合において、受給権者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その旨及び当該受給権者に係る就学支援金の支給を受ける事由が消滅した旨を当該受給権者であつた者に対し、支給対象高等学校等であつた高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

一 日本国籍を有しなくなり、特別永住者、永住者又は第一条の二各号に掲げる者のいずれにも該当しないとき。

二 日本国籍を有せず、特別永住者、永住者又は第一条の二各号に掲げる者のいずれにも該当しなくなつたとき。

(授業料の月額等)

第五条 法第五条第一項の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等について、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 「略」

二 生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校(第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。)に限る。)

2

「略」

(生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額等)

「項を加える。」

(授業料の月額等)

第五条 法第五条第一項の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等について、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 「同上」

二 生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程及び専修学校(第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。)に限る。)

2

「同上」

(生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額)

第七条 令第二条第一号二に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものとする。

2 令第二条第二号へに規定する文部科学省令で定める各種学校は、第一条第一項第三号に掲げるものとする。

3 令第二条第二号トに規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（専修学校設置基準第四条第一項第三号に規定する通信制の学科に限る。）とする。

4 令第二条第四号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が当該各科目の一単位当たりの授業料の額を超える場合にあつては、当該一単位当たりの授業料の額）を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。

一 国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（第十四条第二項において単に「独立行政法人」という。）及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十四条第二項において単に「国立大学法人」という。）を含む。第三号において同じ。）の設置する高等学校等 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等（ロに掲げるものを除く。） 四千六百六十八円

ロ 専修学校（第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものに限る。次号二において同じ。） 六千七百五十六円

二 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校等 次に掲げる区分に応じて、それぞれ

第七条 令第三条第五号に規定する文部科学省令で定める専修学校は、第一条第一項第一号及び第二号に掲げるものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

2 令第三条第五号に定める文部科学省令で定めるところにより算定した額は、履修科目のうちの各科目の一単位当たりの支給限度額（次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が当該各科目の一単位当たりの授業料の額を超える場合にあつては、当該一単位当たりの授業料の額）を当該各科目を履修する期間とした月数で除した額をいう。）を履修科目の全ての単位について合算した額とする。

一 高等学校及び中等教育学校の後期課程（次号及び第三号に掲げるものを除く。）並びに第一条第一項第一号及び第二号に掲げる専修学校 四千八百十二円

二 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号において同じ。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の

次に定める額

イ 高等学校等（ロからホまでに掲げるものを除く。） 四千八百

十二円

ロ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。ハ及び次号ロにお

いて同じ。）の定時制の課程 千七百四十円

ハ 高等学校の通信制の課程 三百三十六円

ニ 専修学校（ホに掲げるものを除く。） 一万八千五百二十八円

ホ 専修学校通信制学科（令第二条第二号トに規定する専修学校通

信制学科をいう。次号ロにおいて同じ。） 一万三千六百六十八

円

三 国及び地方公共団体以外の者の設置する高等学校等 次に掲げる

区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 高等学校等（ロに掲げるものを除く。） 一万八千五百二十八

円

ロ 高等学校の通信制の課程及び専修学校通信制学科 一万三千六

百六十八円

6 5

〔略〕

第四項の額を算定するに当たっては、算定月の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であつて当該科目を履修する期間を満了したもの（同項の支給限度額に係る支給対象高等学校等以外の支給対象高等学校等であつた高等学校等において履修を開始した科目であつて当該科目を履修する期間を満了したものを含む。）の単位数及び算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数（これらのうち就学支援金の支給に係る科目の単位数に限る。）並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超える場合にあっては、算定月に履修を開始する科目のうち当該超える部分の単位数に係る単位について合算することができない。

課程 千七百四十円

三 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の

通信制の課程 三百三十六円

4 3

〔同上〕

第二項の額を算定するに当たっては、算定月の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であつて当該科目を履修する期間を満了したもの（同項の支給限度額に係る支給対象高等学校等以外の支給対象高等学校等であつた高等学校等において履修を開始した科目であつて当該科目を履修する期間を満了したものを含む。）の単位数及び算定月の属する年度において算定月の前月までに履修を開始した科目の単位数（これらのうち就学支援金の支給に係る科目の単位数に限る。）並びに算定月に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超える場合にあっては、算定月に履修を開始する科目のうち当該超える部分の単位数に係る単位について合算することができない。

(就学支援金の額の通知)

第八条 都道府県知事は、各年度における最初の就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならない。

「号を削る。」

「号を削る。」

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、受給権者に支給した就学支援金の額が前月に当該受給権者に支給した就学支援金の額と異なるときは、支給対象高等学校等の設置者を通じて、当該受給権者に通知しなければならない。ただし、当該支給した就学支援金が前項の最初の就学支援金であるときその他文部科学大臣が定めるときは、この限りでない。

(就学支援金の支給の停止)

第十条 「略」

2 法第八条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第三条第一項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第三号による申出書を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。

(就学支援金の額の通知)

第八条 都道府県知事は、入学年度の四月から六月までの間及び各年度の七月から当該年度の翌年度の六月までの間における最初の就学支援金を支給したとき並びに特例受給資格者である受給権者（次に掲げる者を除き、以下「特例受給権者」という。）に対して一月に就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならない。

一 算定基準額が十五万四千五百円未満である者

二 第十一条第二項の規定による届出をした日が属する月の就学支援金の額が令第三条の規定による額を超えない者であつて、算定基準額が十五万四千五百円以上三十万四千二百円未満であるもの

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、受給権者に支給した就学支援金の額が前月に当該受給権者に支給した就学支援金の額と異なるときは又は受給権者が特例受給権者でなくなった場合で引き続き受給権者であるときは、支給対象高等学校等の設置者を通じて、当該受給権者に通知しなければならない。ただし、当該支給した就学支援金が前項の最初の就学支援金であるときその他文部科学大臣が定めるときは、この限りでない。

(就学支援金の支給の停止)

第十条 「同上」

2 法第八条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第五条第一項に規定する場合に該当しなくなったときは、様式第三号による申出書に、収入状況届出書等（様式第一号又は様式第一号の二による届出書に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付したもの）をいう。以下この条及び次条において同じ。）（特例受給権者に

あつては、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類）を添付して、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあつては、当該届出書（特例受給権者にあつては、当該届出書並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類）のみを提出すれば足りる。

3
「同上」

（収入の状況の届出等）

第十一條 法第十七条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特例受給権者が行う法第十七条に規定する届出は、毎年二回、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等（この省令の規定により既に保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出している場合にあつては、これを除く。以下この条において同じ。）並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

3 法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている場合にあつては、法第十七条に規定する届出は、第一項本文及び前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により行うものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、受給権者（法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている者を除く。以下この項において

同じ。は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等（特例受給権者にあつては、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類）を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に提出しなければならない。

5 第一項の規定にかかわらず、特例受給権者（法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている者を除く。以下この項において同じ。）は、特例受給資格者に該当しないこととなつたときは、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に提出しなければならない。

6 受給権者であつて特例受給資格者でないものが特例受給資格者となつたときは、当該受給権者は、収入状況届出書等並びに第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することができる。この場合において同項第二号及び第三号に掲げる書類を提出できないときは、当該書類は、都道府県知事が第八条第二項に規定する通知をする日の前日までに提出することができるものとする。

7 第三条第二項の規定により申請書を提出した特例受給資格者であつて、同条第三項に規定する通知が行われていないもの又は前項の規定により収入状況届出書等を提出した特例受給資格者であつて、第八条第二項に規定する通知が行われていないものは、第二項の例により都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のうち、同項又は前項の規定により既に提出した書類については、これを添付することを要しない。

8 都道府県知事は、前各項の規定による届出があつた場合において、当該届出を行った者が法第三条第二項第三号に該当すると認めたときは、その旨をその者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を

通じて、通知しなければならない。

第十一條、第十三條 「略」

第十二條、第十四條 「同上」

（国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例）

（国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例）

第十四条 国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十一条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項から第五項まで、第四条、第六条及び第八条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者」とあるのは「長」と、第九条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十条中「設置者」とあるのは「長」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十一条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

第十五条 国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十二条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項中「設置者」とあるのは「長」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事に」とあるのは「文部科学大臣に」と、「都道府県知事が」とあるのは「文部科学大臣が」と、同条第三項及び第四項、第四条、第六条並びに第八条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者」とあるのは「長」と、第九条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十条及び第十一条中「設置者」とあるのは「長」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十二条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

2 独立行政法人又は国立大学法人の設置する高等学校等における就学

2 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成十五年法律第百一十一号）

について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十一条まで及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五

）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条から第十二条まで及び前条の規定の適用については、第三条第

号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項から第五項まで、第四条、第六条、第八条から第十一条まで及び前条中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

3 都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条、第十条及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設でない場合にあつては、教育委員会」と、同条第二項から第五項まで、第四条、第六条、第八条及び第十条中「設置者」とあるのは「長」と、前条中「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

附 則

（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額に係る単位数の特例）
3 令和三年四月分から令和五年三月分までの就学支援金の支給については、第七条第五項の規定は、適用しない。

一項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会。以下同じ。）とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事に」とあるのは「文部科学大臣に」と、「都道府県知事が」とあるのは「文部科学大臣が」と、同条第三項及び第四項、第四条、第六条、第八条から第十二条まで並びに前条中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

3 都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第三条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十一条及び前条の規定の適用については、第三条第一項中「設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設である場合を除く。）にあつては、都道府県教育委員会」とあるのは「設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が法第二条第五号に規定する特定教育施設でない場合にあつては、教育委員会」と、同条第二項から第四項まで、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十一条中「設置者」とあるのは「長」と、前条中「設置者その他」とあるのは「長に行わせ、又は」とする。

附 則

（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額に係る単位数の特例）
3 令和三年四月分から令和五年三月分までの就学支援金の支給については、第七条第三項の規定は、適用しない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第一号を次のように改める。

年 月 日

殿
高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

（次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

- ☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】

- ※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
 - ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について①】

(次の該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生徒本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	☐	日本国
②	☐	日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入ください。)

(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	☐	特別永住者					
④	☐	永住者					
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日			
⑥	☐	永住者の配偶者等					
⑦	☐	定住者	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日			
			日本国に永住する 意思の有無	□はい (あり) □いいえ (なし)			
⑧	☐	家族滞在	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日			
			日本国の小学校の 卒業の有無等	□卒業した □卒業していない			
				小学校名			
				所在地 (都道府県)			都・道 府・県
			日本国の中学校の 卒業の有無等	□卒業した □卒業していない			
				中学校名			
				所在地 (都道府県)			都・道 府・県
		日本国で就労する 意思の有無	□はい (あり) □いいえ (なし)				

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について②】

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～⑤のいずれかの口にレ印を付けてください。)

生徒本人の日本国籍の有無の確認のため、以下のとおり申請します。

① ☐ 「個人番号カードの写し(コピー)」を添付します。

② ☐ 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。
国籍が「日本国以外」の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。

③ ☐ 「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。

④ ☐ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。

⑤ ☐ ①～④のいずれの書類も添付しません。
国籍が「日本国」の生徒：日本国内に住所を有したことがなかったり、個人番号の指定を受けていなかったりする場合など。
国籍が「日本国以外」の生徒：就学支援金は支給されません。

(生徒の国籍が「日本国以外」であって、在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小学校及び中学校を卒業したことを証明する書類について、次の⑥、⑦のいずれにも口にレ印を付けて申請してください。)

⑥ ☐ 「日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。

⑦ ☐ 「日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は、次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合は、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②令和8年4月1日以後に国籍・在留資格等の要件を満たさないことにより受給資格を有しない者が休学していた期間、③平成26年4月1日から令和8年3月31日までに所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、④平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、⑤平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は、「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- ロ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労するものに限りません。

留意事項

- イ 「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ロ 4月に入学した新生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ホ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- ヘ 支給対象とならない在留資格の生徒が、「永住者」又は「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、申請できません。
- ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ 受給資格の認定後、申請者の国籍等に記載する内容に変更があった場合には、速やかに、届け出てください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第一号の二を削り、様式第三号を次のように改める。

年 月 日

殿

高等学校等就学支援金の支給再開申出書

高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。

（注）保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな					
	氏名	姓			名	
	住所	都道府県 市区町村				
学校（※）	学校の名称					
		国立 ・ 公立 ・ 私立				
		学校の種類・課程・学科：				
	学校の所在地	都道府県 市区町村				
	学校設置者の名称					
	復学日	年 月 日				

受給資格の認定を受けたとき（国籍・在留資格等の変更又は在留期間の更新の届出をした場合は、最新の届出をしたとき）から、この申出書を提出するまでの間に、国籍・在留資格等の変更又は在留期間の更新があったときは、別途、当該変更又は更新のあった事項を速やかに届け出る必要があります。

（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年文部科学省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	附則 この省令は、公布の日から施行する。
改正前	附則 （施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号ハの規定による指定を受けている各種学校については、同令の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前から引き続き第一条の規定による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号に掲げる各種学校（第二条の規定による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の第一条第一項第二号ハの規定による指定を受けている各種学校を含む。）に在学する者に係る同日以後の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日前から引き続き高等学校等に在学する者（令和八年三月三十一日において支給権者であった者に限る。）に係る第一条の規定による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第三条第一項の申請に係る様式は、第一条の規定による改正後の様式第一号にかかわらず、文部科学省初等中等教育局長が別に定める様式によることができる。